

訪日外国人が運転することができる
国際運転免許証等

訪日外国人が運転することができる国際運転免許証等

1 ジュネーブ条約の国際運転免許証



- ジュネーブ条約締約国が発給する同条約に定める様式
- 日本に上陸後1年間（国際運転免許証の発給日から1年間以内）

2 外国運転免許証(7か国・地域)に日本語の翻訳文添付



スイス



スロベニア



ドイツ



フランス



モナコ

+ 日本語の翻訳文



ベルギー



台湾

- 日本に上陸後1年間（外国運転免許証の有効期間内）

(注) 日本語の翻訳文を作成することができる者

- ① 当該外国運転免許証の発給機関又は当該国の領事機関
- ② 道路交通法に相当する法令を所掌する外国等の行政庁等が、国家公安委員会に対し、当該外国運転免許証の日本語による翻訳文を作成する能力を有するものとして通知した外国等の法人その他の者であって、国家公安委員会が相当と認めたもの
- ③ 当該外国運転免許証の日本語による翻訳文を適切かつ確実に作成することができるのと認められる法人として国家公安委員会が指定したもの